

5. プライバシーの保護

労働者の健康情報等は個人情報の中でも特に機微な情報であり、労働者のプライバシーに関わるものです。労働者の健康情報等は厳格に保護されなければなりません。

情報の収集と労働者の同意等

取り扱う労働者の健康情報等の内容は必要最小限とします。労働者の健康情報等を収集する際には、原則として、全て本人の同意を得なければなりません。

産業医等による情報の集約・整理

労働者の健康情報等を取り扱う者及び権限を明確にします。産業医等が就業上必要と判断する限りで集約・整理した情報がその情報を必要とする者に伝えられる体制が望ましい。

プライバシーの保護

情報の漏洩等の防止

労働者の健康情報等の漏洩等の防止措置を厳重に講ずる必要があります。また、健康情報等を取り扱う者に対して、健康情報等の保護措置のため必要な教育及び研修を行います。

情報の取扱いルールの策定

健康情報等の取扱いに関して、衛生委員会等の審議を踏まえて一定のルールを策定する必要があります。



6. その他職場復帰支援に関して検討・留意すべき事項

主治医との連携の仕方

主治医との連携に当たっては、事前に当該労働者への説明と同意を得ておきます。主治医に対して事業場の制度や事情等について十分な説明を行うことも必要です。

職場復帰可否の判断基準

職場復帰可否について個々のケースに応じて総合的な判断を行わなければなりません。労働者の業務遂行能力が完全に改善していないことも考慮した上で、職場の受け入れ態勢と組み合わせながら判断しなければなりません。

事業場外資源の活用

職場復帰支援における専門的な助言や指導を必要とする場合には、それぞれの役割に応じた事業場外資源の活用が必要になります。

体制の整備と事業場職場復帰支援プログラムの周知

策定した事業場職場復帰支援プログラムを事業場の実態に即した形で実施するため、社内の規程及び体制の整備を図るとともに、労働者、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等に十分周知するため必要な教育を実施する必要があります。